

答 申 第 6 3 号
平成21年 2 月 25 日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成20年 8 月 21 日 付 け 青 医 第 1054 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙のとおり答申します。

記

産科医療体制確保に関する意見交換に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年5月26日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「2007年4月1日から2008年5月26日までに県健康福祉部本庁各課の職員が弘前大学医学部（保健学科を除く。）及び大学院医学研究科に出張した内容が分かる文書（復命書など）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、当初、本件開示請求に対し、2007年4月1日から2008年5月26日までの期間に係る復命書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その全部の開示決定を行い、平成20年6月9日、異議申立人に通知した。
- (2) その後、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書に特定漏れがあり、その文書の開示決定等に日数を要するとして、条例第11条第5項の規定により、開示決定等の通知期間の延長を決定し、平成20年6月10日、異議申立人に通知した。
- (3) そして、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「平成20年3月4日及び4月10日の産科医療体制確保に関する意見交換に関する説明用メモ」を追加し、具体的には、「弘前大学医学部産婦人科学講座 水沼英樹教授との意見交換」（以下「本件行政文書1」という。）及び「産科医療体制確保に関する弘前大学水沼教授との意見交換（H20. 4. 10）」（以下「本件行政文書2」という。）を特定した上で、本件行政文書1については条例第7条第3号、第6号及び第7号に該当するとして、また、本件行政文書2については条例第7条第3号に該当するとして、

一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年6月13日、異議申立人に通知した。

なお、本件処分における開示しない部分及び開示しない理由は、別表のとおりである。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年8月8日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件行政文書1及び本件行政文書2の全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 個人情報について

ア 本件行政文書1及び本件行政文書2の計6か所について、実施機関は「条例第7条第3号該当（理由）個人情報が識別される情報であるため」として、黒塗りによる一部不開示としたが、これは不当である。

イ 条例第7条第3号は、個人情報の保護を目的とした不開示事項についての規定であるが、条例の目的・趣旨は「開示」に基本があり、「不開示」は必要最小限の例外であるべきことは言うまでもない。したがって、単に「個人が特定されるから」というだけで不開示としてはならない。

ウ 当該の2文書で黒塗りになっている部分は三沢市立三沢病院の医師名であるが、そもそも同病院の医師名は恒常的に公開されている情報である。かつ、同病院の産科医はわずかに2人であり、文書中に書かれている医師が誰であるかは推測するまでもなく分かり、秘匿する必要のない情報である。よって、実施機関の不開示処分は、単に「個人が特定されるから」というだけでなされたものであり、開

示することによる「個別具体的な支障」を考察していず、不当と言わざるを得ない。

エ 仮に該当する病院・診療科の医師が多数に上っていて推測が難しいとしても、それ以前に、当該文書は県の医師派遣機構が上十三地域の産科危機を改善するために行った交渉の内容を報告した文書であり、全面的に開示されるべき文書である。条例第7条第3号ロは、個人が識別される情報であっても開示すべき情報の一つとして、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を挙げており、当該文書の不開示箇所は、まさしくこれに相当する。

(2) 絶対的公開情報について

ア 実施機関は、本件行政文書1の計19か所について、条例第7条第6号若しくは第7号、又は第6号、第7号の両方に該当するとして不開示処分とした。その理由として、①独立行政法人が行う人事管理事務に関する情報である、②県と相互間のみでの共有を前提とした情報である、③公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす、④県と独立行政法人との相互間における協議の情報であり、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受け、率直な意見交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、を挙げているが、これは不当な不開示である。

イ まず、本件行政文書1が「県と相互間のみでの共有を前提とした情報」だという証明はどこにもない。単に「相互間のみでの共有を前提とした情報」だと県が考えるからとか、あるいは両者が「これは相互間だけの共有にしよう」と約束した」というだけでは、「相互間だけの共有情報」と認定することはできず、「相互間だけの共有情報」として不開示にすることが公益に合致しなければならないことは、論を待たない。

ウ 次に、これが独立行政法人等の他の公的機関との折衝であるとか、人事に関わる交渉だとか、交渉途上であるから公開は時期尚早である、などの理由で不開示とすると、公開することがいかに公益上重要であっても、すべて不開示となってしまう、県民の利益は大きく損なわれてしまう。

エ 本件行政文書1は、上十三地域の産科危機を解消することを目的とした交渉経過を記録したものである。新聞、テレビ等で報道されているとおり、上十三地域は医師の不足によって産科医療が危機的状況にある。県が打開のためにどういう行政を行っているかは、県民にとって生命、健康に直接関わる極めて重大な情報

である。そうした生命、健康保護に関わる文書が、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるからといって、県民の目が全く届かないところに隔離され、秘匿されるなら、県民の生命、健康保護は大きな危険にさらされる。

オ わが国においては、生命、健康に関わる行政文書が、内部文書であるとか、交渉過程・意思決定過程の情報であることを隠れ蓑にして、秘匿された苦い過去があり、それらの秘匿によって、国民、市民がどれだけ大きな損害を被ったかは、薬害エイズ事件、C型肝炎事件の例を持ち出すまでもない。県民は、生命、健康保護に関わる行政が、誰の、どんな交渉を経て、どのように意思決定されたかを知る権利を有する。逆に言えば、県民の生命、健康保護に関わる行政は、純然たる個人情報を除いて、基本的に公開するのが相当である。すなわち、当該文書は、条例の規定、文言いかんを越えて公開すべき、いわゆる「絶対的公開情報」に当たる。

カ 条例は、この「絶対的公開情報」について、第7条第3号のただし書口、第4号及び第8号で規定しているほか、第5号においては「人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は公開してはならないと規定しているだけであるが、本来は「人の生命、健康、生活又は財産を保護」は条例の全項目にわたって規定されるべきものである。よって、条例には欠陥があると思われる。しかし、たとえ条例に明文化されていなくとも、条例の目的・趣旨は「開示」に基本があり、条例に「不開示情報」として項目があるからというだけで不開示とすることは許されない。個々の記載について、公開された場合の利益と不利益を個別具体的に検討した上で、開示することに優越的な公益性が認められる場合は、不開示とすることに合理的理由はない。本件行政文書1及び本件行政文書2は、共に公開した方が県民の利益が圧倒的に大きく、まさしく「絶対的公開情報」に相当する。なぜなら、医師確保のための行政は県民の生命、健康に直接関わっており、そもそも県民に公開できるような、公明正大な交渉がなされなければならない。交渉途中だからとか、人事に関わるとかの理由を隠れ蓑に、不公正、不透明な経過をたどってはならないのである。当該文書は、全面開示が、条例の目的たる「県民の参画と監視」にも完全に合致し、その意味でも、開示・不開示に関する条文のあるなしを越えて公開すべき、まさに「絶対的公開情報」である。

(3) 理由説明書に対する反論

ア 県行政は、県民の税金で執り行われ、公務員の給与は税金から捻出されているため、政策意思決定過程は最大限、県民に対して透明性を図るべきである。

イ 実施機関は「公開することにより、県に対する信頼が失われ」としているが、県民からすれば、公開できない協議内容は「公開できないほど、悪質で、まずい内容である」ことを想起させ、不信感を増すばかりである。実施機関は、県民の信頼を得るためにも全部開示すべきである。

ウ 安易に「公開した場合、県に対し信頼が失われる」として非公開にすることは、行政にとって都合の悪いことはすべて、この理由で隠蔽するという前例を作ってしまうことになり、今後の情報公開の運営と在り方の上でも、文書は全部開示されるべきである。

エ 該当する協議は「非公開を前提」としているが、非公開という合意が具体的に当事者でなされているのだろうか。文書は、話合いに立ち会った担当者以外でも回し読みできる状態にあり、「非公開を前提にしている」というのは納得できない。

オ 平成20年10月8日現在、三沢市立三沢病院の産科医の一人は新たな職場が決まり県外へ転出しているため、現段階で公開することで個別具体的な支障は出ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 個人情報について

(1) 特定個人の識別可能性と個別具体的な支障について（条例第7条第3号本文該当性について）

ア 三沢市立三沢病院の2名の産科医師名自体は公表されてはいるものの、辞職予定を表明している当該医師は、勤務先から慰留交渉を受けながら現に診療を継続しているという、辞職自体の情報が不確定な状況にある。本人自身の進退に係る今後の動向も確定していないため、主治医としての受持ち患者への対処、説明等も今後の自身の進退の決定を踏まえた上で順次行われることになる。

イ そのため、辞職予定を表明している医師の氏名については、異議申立人が2名の医師のうち誰であるか推測できると考えるかどうかにかかわらず、個人が特定されることによって当該医師の権利利益を伴う進退に対する自由な意思決定が阻

害されるおそれと、現状の勤務（患者の診療）に具体的な支障が生ずるおそれが高いことを危惧し、勤務先及び本人ともプライベートな個人情報として、あえて公表していない個人情報である。

(2) 公益性との比較衡量について（条例第7条第3号ロの該当要件）

ア 産科医の1名が辞職予定を表明している状況と関係者がその状況改善のために交渉を行っている経過については、県民の生命、健康保護に関わる一般的な情報として開示を行っている。

イ しかし、本件の場合、個人情報である氏名が公開され、辞職予定を表明している医師が特定されることにより、前述した医師個人の権利利益に「個別具体的な支障」が想定されるほか、当該医師が診療中の患者等にもいたずらに不安と混乱を与えかねないにもかかわらず、医師個人名の公開自体に、条例第7条第3号ロの規定による「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」として県民全体に公開すべき優越的かつ公的な利益が存在するとは認められない。

2 絶対的公開情報について（条例第7条第6号、第7号該当性について）

(1) 開示に伴う不利益及び具体的な支障のおそれについて

ア あくまでも非公開を前提とした率直かつ個人的な意見や初期の自由な発想段階にとどまる意見交換であり、不開示部分は、利害関係が生ずる人事配置や施策案に対して、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見となっている。

イ また、当該人事関係の情報については、他県との利害の競合など、県内にとどまらない具体的な利害が生ずることが見込まれるため、関係者が特に慎重な取扱いを行っている情報である。具体的には、医局や自治体など関係者等への根回しが完了していない時期尚早な段階であるため、公になれば、県事業自体への信頼が全く失われてしまうほか、外部からの干渉等により人事の確保そのものが破たんしてしまうことが十分に予想される場所である。

ウ さらに、相互間のみの共有を前提として発した協議過程の率直な意見が公開されることにより、県に対する信頼が失われ、率直な意見交換が不当に損なわれる結果となるほか、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない発案段階の未成熟かつ不確実な情報が公開されることに伴い、県民等の間に不要な混乱を生じさせ

るおそれが高い情報である。

(2) 公益性との比較衡量について

ア 医師確保のための行政が県民の生命、健康に直接関わっており、県民に公開できるような公明正大な交渉がなされなければならないのはもちろんであり、公開した方が県民の利益が大きいと判断される情報として、県行政がどういう行政を行っているかに係る交渉の経過や内容については原則的に公開することとして当該文書においても現に公開している。

イ 異議申立人は、県民の生命、健康保護に関わる行政文書が一律に「絶対的公開情報」と位置付けているが、公開された場合の利益と不利益を個別具体的に検討した上で、開示することに優越的な公益性が認められない情報は、むしろ県民の生命、健康保護の面からも開示することに合理的理由はないことは異議申立人自身の主張からも明らかである。

ウ 本件の場合、不開示とした当該情報を公開することによって損害を被る対象は、秘匿情報の対象となっている医師個人と関係者及び時期尚早な段階で不確定情報を得る県民であり、異議申立人が例示する県民自身の個人情報に関する公開過程により損害を被った薬害エイズ事件やC型肝炎事件の例とは全く性質の異なるものである。

エ そもそも、異議申立人が言う条例における「絶対的公開情報」という概念は、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図る観点からの例外的な開示を指すのであり、個別事案に応じた慎重な検討が必要とされることは論を待たない。

オ 本件処分における不開示部分の情報は、条例第7条第6号及び第7号に明らかに該当するだけでなく、前述のとおり公開された場合の権利侵害と不利益が大きい情報であるにもかかわらず、公開により想定される不利益を上回るような県民の生命、健康等を保護するための優越的かつ具体的な公益性は認められない情報であり、異議申立人の言う「絶対的公開情報」には当たらないものである。

3 反論書に対する意見

- (1) 政策意思決定過程が最大限、県民に対して透明性を図るべきなのは当然であり、本件も可能な限り開示を行っている。しかしながら、異議申立人の反論の対象となっている当該不開示部分は、条例7条第6号及び第7条第7号に該当する情報と

して不開示とする合理的な理由が存在するとした上で、結果的に「公開することにより、県に対する信頼が失われるおそれがある」と説明したものであるが、異議申立人の反論は、いずれも個人的な意見を含んだ情報公開に対する一般論に終始しており、不開示理由である条例第7条第6号及び第7号の該当性に対する正当な反論とはなっていない。

- (2) 理由説明書において、「不開示部分は、利害関係が生ずる人事配置や施策案に対して、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見となっている」と説明したとおり、協議の場で具体的に非公開の合意に言及する行為自体は行っていないものの、あらかじめ当然に非公開の協議であるという合意は当事者間の共通認識となっており、非公開であることが前提であるがゆえに、公開された場合には提供者自身にも著しい不利益が生ずることが明らかである情報を含む率直な意見交換がなされたものである。

協議は、提供者と県行政との間で行われ、産科医療体制の確保及び医師確保に関する内容となっている。このため、協議結果を県行政に反映するため、産科医療体制及び医師確保事業の事務担当者及び旅行復命書決裁ラインに限って協議内容の報告を行っているものであり、異議申立人が言う「話合いに立ち会った担当者以外でも回し読みできる状態」とはなっていない。

なお、県職員には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定する守秘義務が課せられているものである。

- (3) 不開示とした三沢市立三沢病院の医師の氏名に係る情報は、特定の個人が識別される情報であり、仮に当該医師が現在退職していたとしても、当該意見交換が行われた当時における当該医師の退職や退職後の進路という、個人の私的な情報に係るものであり、公立病院の職員の情報ではあるものの、条例第7条第3号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報には該当せず、また、同号ただし書イ及びロにも該当しないことから、不開示となるものである。

また、当該医師の氏名に係る情報以外の不開示とした情報については、三沢市立三沢病院を退職したことが判明したからといって、開示決定通知書や理由説明書に記載した不開示とした理由に変化はないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請

求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書1及び本件行政文書2について

本件行政文書1及び本件行政文書2の作成目的等について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件行政文書1は平成20年3月4日、本件行政文書2は平成20年4月10日に開催された意見交換に係るものであり、いずれも正規の復命書（用務及び概要のみ記載）による上司への報告過程において、内容の詳細に関する説明を求められた際の担当用持ち資料として作成した」と説明している。

3 平成20年3月4日及び4月10日の意見交換について

平成20年3月4日及び4月10日の意見交換（以下「本件意見交換」という。）の基本的な性格等について、実施機関に具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね、次のとおり述べているところである。

(1) 医師確保・医師派遣に係る弘前大学との意見交換・協議の状況

ア 本件に係る医師確保・医師派遣はあくまでも産科医療体制の確保という特定診療科に関するもので、奨学金制度や医学部定数の増などの一般的な医師確保対策とは異なるものである。本件意見交換は、県内外の複数の派遣元大学からの派遣により維持されている県内の公立病院への産科医派遣体制に影響を与えることが予想される県の政策案について、事前調整が必要な関係機関として弘前大学産婦人科医局と行ったものであり、近年、本件意見交換以前に同医局と意見交換を行っていない。

イ 医療行政全般については、県と弘前大学医学部との間で、定期的な意見交換、協議を実施しているが、産科医療など特定診療科の医師確保・医師派遣などについては、各々の領域で意見交換・協議が必要な事態が具体的に生じた都度、個別事例ごとに県が関係医局に依頼して交渉を行っている。

(2) 本件意見交換の経緯・目的

ア 本県の公立病院に勤務する産科医は、弘前大学及び複数の県外医系大学が派遣元となっており、大学間相互に調整された配置状況となっているが、県南地域の産科医療体制が弱体化していることを踏まえ、最も有力な産科医派遣元である弘前大学産婦人科医局と配置状況の改善策等について意見交換を行ったものである。

イ 本件意見交換は、県が主導した「県南地域産科医療体制強化推進事業」を推進することにより、県内の医師の配置状況に影響を与えることを考慮して、関係大学である弘前大学産婦人科医局に対して行った情報提供・事前協議でもある。

(3) 本件意見交換における協議内容の取扱い

本件意見交換は、「県南地域産科医療体制強化推進事業」や「医師派遣機構」など県の産科医確保対策に対して、産科医派遣を行っている医局代表者及び学識経験者として情報交換と助言をいただいたものであり、その協議内容は、県が産科医療体制の確保策を進めていく上での貴重な参考意見及び方向性を示す指針として活用されることとなる。

(4) 本件意見交換の出席者等の態様

本件意見交換は、いずれも弘前大学医学部産婦人科学講座の会議室等で行われ、出席者は、医学部側が担当教授等、県側が健康福祉部次長ほか担当職員となっている。医療行政への支援確保を目的として、事業遂行上の必要に応じて、各分野の事業担当者が関係医局責任者(担当教授等)と意見交換・協議等を行うことは、通例の態様である。

4 条例第7条第3号該当性について

(1) 実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件行政文書1及び本件行政文書2に記録された情報のうち、次の情報（以下「本件情報1」という。）を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性を検討する。

ア 本件行政文書1

(ア) 2ページ中、

- a 上から15行目の25字目から28字目まで
- b 上から21行目の25字目から28字目まで
- c 上から22行目の3字目から6字目まで

(イ) 3ページ中、上から30行目の25字目から28字目まで

イ 本件行政文書 2

1 ページ中、上から22行目の17字目から20字目まで及び上から24行目の 9 字目から12字目まで

(2) 条例第 7 条第 3 号本文該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

イ 本件情報 1 は、三沢市立三沢病院の産科医 2 名の医師名で、辞職予定を表明している医師名を含むものであり、当該情報は、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 3 号本文に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第 1 項又は第55条第 1 項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、本件情報 1 が、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

(ア) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

- a 本件情報1は、三沢市立三沢病院の産科医2名の医師名で、辞職予定を表明している医師名が判明するものであり、実施機関はその理由説明書において、「勤務先及び本人ともプライベートな個人情報として、あえて公表していない」旨述べているところである。
- b 当審査会が調査したところ、三沢市立三沢病院の産科医の医師名については、そのホームページ等で略歴などと併せて公表されているところであるが、いずれの医師が退職予定を表明しているかについて、それを判断することができる情報までは公表されていない。
- c 一般に、地方公共団体の職員の退職者の情報については、その定例人事異動の際など、退職前に公表されることはある。しかし、本件情報1は、辞職予定を表明している医師に係る情報ではあるものの、当該医師は、当該病院から慰留を受け、診療も継続中であるなど、辞職自体が確定していない段階での情報であり、そのような情報についてまで、公表慣行等があると認めるに足る具体的な事情は見出すことができない。
- d よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(イ) 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

- a 条例第7条第3号ただし書ロは、公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。
- b しかし、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきものであり、このことも踏まえ、条例では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示としているのである。条例第7条第3号ただし書ロは、これに対する例外的な開示規定であって、それが適用されるためには、当該情報の開示により、人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合で、当該個人の権利利益を侵害してもやむを得ないと評価するに足る事情が存することを要すると解すべきである。
- c 異議申立人は、その理由説明書において、本件行政文書1及び本件行政文書2は、「県の医師派遣機構が上十三地域の産科危機を改善するために行った交渉の内容を報告した文書であり、全面的に開示される文書である」との主張を前提に、本件情報1についても、条例第7条第3号ただし書ロに該当する旨主張しているところである。
- d しかしながら、本件情報1を公にしたとしても、三沢市立三沢病院において辞職予定を表明している産科医師名が判明するだけであって、そのことが直ちに患者の生命、健康の保護につながるなど、人の生命、健康等の保護に

資することが相当程度具体的に見込まれる場合に当たるものとは言い難い。本件情報1を公にすれば、辞職に係る当該医師の意思決定が阻害されるおそれが生じることは否定できないものであり、このような個人の権利利益を侵害してまでも、開示することの公益が優越すると評価するに足る事情は認められない。

e よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書口には該当しない。

(ウ) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

a 条例第7条第3号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

b 本件情報1は、三沢市立三沢病院において辞職予定を表明している産科医師名に関する情報であるが、当該医師が辞職するかどうかそれ自体は、個人の私事に関する情報と言うべきもので、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは言えない。

c よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(4) その他

ア 異議申立人は、その反論書において、「平成20年10月8日現在、三沢市立三沢病院の産科医の一人は新たな職場が決まり県外へ転出しているため、現段階で公開することで個別具体的な支障は出ない」旨主張している。

イ 一方、行政不服審査法に基づく不服申立ては、処分に対する事後審査制度の一環として位置付けられるものであり、当該処分がその処分時点において違法又は不当に行われたかどうかを審理、判断すべきものであると解されているところである。

ウ 当審査会の調査審議は、不服申立て事案の処理の一環としてなされるものであり、このことからすれば、本件異議申立ての審査においても、本件処分の処分時点における実施機関の判断が妥当か否かについて検討すべきであって、異議申立人が主張する本件処分後の事情変更については、これを考慮する必要はない。

(5) 以上から、本件情報1は、条例第7条第3号に該当する。

5 条例第7条第6号、第7号該当性について

- (1) 実施機関は、本件行政文書1に記録された情報のうち、次のアの情報（以下「本件情報2」という。）については条例第7条第6号に該当するとして、イからエまでの情報（以下「本件情報3」という。）については条例第7条第7号に該当するとして、オからクまでの情報（以下「本件情報4」という。）については条例第7条第6号及び第7号に該当するとして、それぞれ不開示としているので、以下、これらの情報の条例第7条第6号、第7号該当性を検討する。

ア 3ページ中、上から21行目の11字目から同25行目まで

イ 2ページ中、

- (ア) 上から22行目の8字目から17字目まで
- (イ) 上から22行目の28字目から同24行目まで
- (ウ) 上から29行目から同32行目の35字目まで

ウ 3ページ中、上から34行目から同35行目まで

エ 4ページ中、上から5行目から同6行目の4字目まで

オ 1ページ中、

- (ア) 上から11行目の1字目から6字目まで
- (イ) 上から12行目の20字目から23字目まで
- (ウ) 上から13行目の17字目から22字目まで
- (エ) 上から22行目の20字目から23字目まで
- (オ) 上から30行目の28字目から34字目まで

カ 2ページ中、上から9行目の14字目から同15行目の17字目まで

キ 3ページ中、

- (ア) 上から7行目から同9行目の2字目まで
- (イ) 上から15行目の18字目から同16行目まで

ク 4ページ中、

- (ア) 上から7行目の1字目から28字目まで
- (イ) 上から12行目の1字目から2字目まで
- (ウ) 上から15行目の1字目から2字目まで
- (エ) 上から15行目の16字目から24字目まで

(オ) 上から24行目から同31行目まで

(2) 条例第7条第6号の趣旨について

ア 条例第7条第6号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあり、これは、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の場合についても、同様であることから、このような情報については、不開示とするというものである。

ウ また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものである。

(3) 条例第7条第7号の趣旨について

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その

公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報については、不開示とするものである。

ウ また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

(4) 本件情報2について

ア 本件情報2は、県南地域の産科医療体制の改善策の一環として、十和田市立中央病院の体制強化に関し、東北大学や弘前大学からの支援を前提とした県の提案に係る情報である。

イ 実施機関は、本件情報2について、「県と独立行政法人との相互間における協議に関する情報であって、具体的な意思決定の前段階としての選択肢に関する自由討議であり、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受け、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とし、条例第7条第6号に該当するとして不開示としている。

このため、本件情報2の性格について改めて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「具体的な意思決定の前段階として、県の発案により提案した情報であり、提案の内容は、その時点では独立行政法人が全く関与していない情報で、その後の検討・協議を要する未成熟かつ流動的な情報である」旨述べているところである。

ウ そして、本件意見交換以降、その協議内容がどのように活用されたのか等につ

いて、実施機関は、「本件意見交換の協議により、県南地域の産科医療体制強化に向けた県の取組方針に関し、弘前大学と事前の意見調整を行ったものとして、以降、具体的な取組を進めた」とし、東北大学からの支援強化の具体案についての内部検討、八戸市立市民病院、八戸市長、東北大学への県試案の提案・協力要請、県南地域の関係病院長等との打合せ等を経て、平成20年10月1日に「県南地域産科医療体制強化推進事業」が開始された旨述べているところである。そして、当該「県南地域産科医療体制強化推進事業」については、「八戸市立市民病院が東北大学病院の支援を受け、三沢市立三沢病院と五戸総合病院とともに、ハイリスク妊婦の安全管理に関するネットワークの構築とネットワークに必要な産科医の派遣などを行う、東北大学病院への委託研究事業である」としているところである。

エ また、本件行政文書1及び本件行政文書2における開示部分の記載から、県南地域の産科医療体制の改善策として、県が東北大学や弘前大学からの支援を前提としていることが想定されるにもかかわらず、本件情報2を不開示とした理由について、実施機関は、「県南の産科医療の改善策として、現に当該地域に医師派遣を行っている東北大学や弘前大学からの支援という考え方があるのは当然であり、それ自体は一般論に過ぎないため不開示とすべき理由はないが、不開示部分は、公開するには時期尚早な具体的な内容を含む県の発案など、一般論と異なり、公開により支障が生ずる具体的な内容である」旨述べている。

オ ところで、本件意見交換は、上記3(2)から(4)までに掲げるとおり、弱体化している県南地域の産科医療体制の改善策等について、県が、最も有力な産科医派遣元である弘前大学産婦人科医局と行ったものであり、県が主導した「県南地域産科医療体制強化推進事業」を推進することにより、県内の医師の配置状況に影響を与えることを考慮して行われた、情報提供・事前協議でもあると認められる。そして、その会場、出席者の態様からすると、公開が予定されていない状況で行われた、小規模な実務的会合であって、その場での率直かつ自由かつつな意見交換を通じ、問題点の把握、確認が行われるなど、本件意見交換における協議内容は、その後、県が産科医療体制の確保施策を進めていく上での参考意見、指針として活用されるものであると考えるのが相当である。

カ 本件情報2は、このような性格を有する本件意見交換で行われた県からの提案であり、その内容は、東北大学や弘前大学からの支援といった一般論とは異なった具体的な内容を含むものであるほか、提案に当たっては関係者が関与しておらず、その後の検討・協議を要するものであって、修正等の可能性も否定できない、未成熟かつ流動的な情報であると認められる。そして、このような情報が公になると、県に対する信頼関係が損なわれ、この種の実務的な会合において自由で率

直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、外部からの圧力により、「県南地域産科医療体制強化推進事業」など、産科医療体制確保に係る各種施策が不当な影響を受けるおそれも否定できない。

(5) 本件情報3について

ア 本件情報3は、県南地域の産科医療体制の改善策に関する県の提案等に対する弘前大学の意見に係る情報である。

イ 実施機関は、本件情報3について、「独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報であって、県と相互間のみでの共有を前提とした情報であり、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とし、条例第7条第7号に該当するとして不開示としている。

ウ このため、「独立行政法人が行う人事管理の事務」について具体的に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「大学医局は地域医療を支援するため、県内外の公的医療機関に医局所属医師を派遣している」、「医局所属医師の派遣先、派遣期間などに関する配置調整等については、各診療科の教授を中心に大学医局の集中的な人事管理のもとに行われる事務である」と述べているところである。

エ 本件情報3の内容を見分すると、所属医師を派遣する弘前大学としての、関係病院への派遣に対する評価、方向性が示されているところであり、また、上記(4)オに掲げる本件意見交換の性格を踏まえ、公開しないことを前提に発言したと考えられる率直かつ、具体的な意見であると認められる。

オ 当審査会が調査したところ、青森県保健医療計画（平成20年7月）においては、上十三地域医療圏の現状として、「産科医不足により管内産科医療機関の多くが休診しているため、現在分娩を扱っている三つの医療機関に妊婦が集中し、地元での出産が困難な妊婦は、他の地域の医療機関に分散し、長距離通院が余儀なくされている」、「2次医療を担う地域周産期母子医療センターが管内になく、それに準じた機能を有する十和田市立中央病院も休診しているため、現在は、三沢市立三沢病院がその機能を担っている」などを挙げている。

また、過去、県内の産科医不足が危機的状況となったことを背景に、中核的な病院に産科医を集約するため、上十三地域については十和田市立中央病院を中核病院にすべく、弘前大学が産科医を再配置しようとした際、利害関係を有する医療機関等の協力が得られず、同大学の産科医集約化計画が頓挫した経緯があるこ

とが認められるところである。

カ 上記エのような弘前大学の派遣に対する考え方が公になると、このような状況にある当該地域の関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることが見込まれ、当該大学が行う、当該地域を含む県内外の公的医療機関への所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。また、本件情報3が、県と当該大学相互間のみでの共有を前提とした率直、かつ具体的な意見でもある点からすれば、これを公にすることにより、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれ、県が行う他の関連する事業に対して支障が生じることも十分に考えられる。

(6) 本件情報4について

ア 本件情報4のうち、上記(1)のオ及びクの(イ)から(エ)までは、本県の特定の医療機関勤務を希望する県外の特定の大学医局に所属する医師に係る情報（以下「本件情報4の1」という。）、上記(1)のカ及びクの(ア)は、県南地域の産科医療体制の改善策に関する東北大学からの提案に係る情報（以下「本件情報4の2」という。）、上記(1)のキは、県内中核病院の産科医の負担軽減のための派遣システムの構築に係る県の提案及びこれに関連した弘前大学の意見に係る情報（以下「本件情報4の3」という。）、上記(1)のクの(カ)は、臨床研修医の研修システムの在り方に関する弘前大学の意見に係る情報（以下「本件情報4の4」という。）である。

イ 実施機関は、本件情報4について、「県と独立行政法人との相互間における協議に関する情報であって、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受け、率直な意見交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」、「県が行う医師派遣または独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報であって、県と独立行政法人相互間のみでの共有を前提とした情報であり、公にすることにより公正かつ円滑な医師派遣または人事管理に支障を及ぼすおそれがある」とし、条例第7条第6号及び第7号に該当するとして不開示としている。

ウ また、実施機関は、その理由説明書において、本件情報4の全般に関し、「あくまでも非公開を前提とした率直かつ個人的な意見や初期の自由な発想段階にとどまる意見交換であり、不開示部分は、利害関係が生ずる人事配置や施策案に対して、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見となっている」、「人事関係の情報は、他県との

利害の競合など、県内にとどまらない具体的な利害が生ずることが見込まれるため、関係者が特に慎重な取扱いを行っている情報で、具体的には、医局や自治体など関係者等への根回しが完了していない時期尚早な段階であり、公になれば、県事業自体への信頼が全く失われるほか、外部からの干渉等により人事の確保そのものが破たんしてしまうことが十分に予想される」、「相互間のみの共有を前提として発した協議過程の率直な意見が公開されることにより、県に対する信頼が失われ、率直な意見交換が不当に損なわれる結果となるほか、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない発案段階の未成熟かつ不確実な情報が公開されることに伴い、県民等の間に不要な混乱を生じさせるおそれが高い」旨主張しているところである。

エ このうち、「独立行政法人が行う人事管理の事務」及び「県が行う医師派遣の事務」の具体的な内容について、説明を求めたところ、実施機関は、「独立行政法人が行う人事管理の事務」については、上記(5)ウのとおり述べ、「県が行う医師派遣の事務」については、「県の医師派遣機構を活用した、県外医師のUターン、Iターンの仲介及び自治医大卒医師など登録医師の県内医療機関への派遣に関する事務」、「県内外の医師派遣元大学との連携強化を通じた医師派遣ルートの新設と拡大等に関する事務」を挙げているところである。また、本件情報4の1から本件情報4の4までの各情報に係る不開示の理由について、改めて具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べているところである。

(ア) 本件情報4の1について

a 条例第7条第6号該当性

(a) 産科医不足は全国共通の課題であるため、各都道府県とも県外への医師の流出防止と県外からの医師確保に尽力している状況にある。

(b) 当該情報は、対象者自身が所属医局や自治体など周辺関係者等へ秘匿している段階の情報であり、対象者の所属を公にすることにより、対象者に対する外部からの干渉等が容易に想定され、結果、対象者及び県に不利益を及ぼすおそれが高い。

b 条例第7条第7号該当性

県が行う医師派遣の事務に関する情報である。

(イ) 本件情報4の2について

a 条例第7条第6号該当性

そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれる。

b 条例第7条第7号該当性

独立行政法人（東北大学）が行う人事管理の事務に関する情報である。

なお、「県内外の医師派遣元大学との連携強化を通じた医師派遣ルートの

新設と拡大等に関する事務」という点からは、「県が行う医師派遣の事務に関する情報」にも該当するが、開示による支障の度合いを比較すれば格段に大きな支障が生じるため、不開示の主な理由として、「独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報」に該当するとした。

- c 県南の産科医療の改善策として、現に当該地域に医師派遣を行っている東北大学や弘前大学からの支援という考え方があるのは当然であり、それ自体は一般論に過ぎないため不開示とすべき理由はないが、本件情報4の2は、当該大学からの支援計画についての具体的な事業提案や人事管理に関する具体的な意見、公開するには時期尚早な具体的な内容を含む県の発案など、一般論と異なり、公開により支障が生ずる具体的な内容である。

(ウ) 本件情報4の3について

- a 条例第7条第6号該当性

そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれる。

- b 条例第7条第7号該当性

独立行政法人（弘前大学）が行う人事管理の事務に関する情報である。

なお、「県内外の医師派遣元大学との連携強化を通じた医師派遣ルートの新設と拡大等に関する事務」という点からは、「県が行う医師派遣の事務に関する情報」にも該当するが、開示による支障の度合いを比較すれば格段に大きな支障が生じるため、不開示の主な理由として、「独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報」に該当するとした。

(エ) 本件情報4の4について

- a 条例第7条第6号該当性

そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見である。

- b 条例第7条第7号該当性

独立行政法人（弘前大学）が行う人事管理の事務に関する情報である。

なお、「県内外の医師派遣元大学との連携強化を通じた医師派遣ルートの新設と拡大等に関する事務」という点からは、「県が行う医師派遣の事務に関する情報」にも該当するが、開示による支障の度合いを比較すれば格段に大きな支障が生じるため、不開示の主な理由として、「独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報」に該当するとした。

オ 以上の点及び本件情報4の内容を見分した結果を踏まえれば、本件情報4の各情報については、次のとおりであると考えるのが相当である。

(ア) 本件情報4の1について

- a 当該医師が当該大学等に秘匿している段階での情報であることから、その所属する大学名や勤務を希望する医療機関名等を公にすることによって、当

該医師に対する種々の干渉等が想定され、当該医師に不当に不利益を及ぼすおそれは十分にあると認められる。

- b 当該情報は、県の派遣機構を通じて行われた医師確保に係る情報であり、このような内密に交渉している段階での情報が公になれば、当該派遣機構を含む県への信頼が失われ、その後の当該派遣機構を活用した種々の活動にも支障が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

(イ) 本件情報4の2について

- a 上記(4)オのような性格を有する本件意見交換で提供された東北大学からの提案であり、その内容は、一般論としての東北大学からの支援にとどまらない、支援計画についての具体的な事業提案であるほか、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれるものである。そして、このような情報が公になると、上記(4)カと同様に、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれ、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、当該提案に対する県内部での検討が十分でない発案段階の未成熟かつ不確実な情報が公開されることに伴い、県民等の間に不要な混乱を生じさせ、また、外部からの圧力により、「県南地域産科医療体制強化推進事業」など、産科医療体制確保に係る各種施策に不当な影響を受けるおそれも否定できない。

- b 東北大学の支援計画に係る事業提案が公になると、上記(5)オのような状況にある当該地域の関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることが見込まれ、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。また、本件情報4の2が、県と当該大学相互間のみでの共有を前提とした率直、かつ具体的な意見でもある点からすれば、これを公にすることにより、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれ、県が行う他の関連する事業に対して支障が生じることも十分に考えられる。

(ウ) 本件情報4の3について

- a 上記(4)オのような性格を有する本件意見交換の場での、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれ、そのような情報が公になると、上記(4)カと同様に、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれるほか、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるものである。

- b 当該情報は、派遣システムの構築に関する県の提案の具体的な内容やこれに対する弘前大学の意見等であり、これが公になると、対象となる関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることも否定できず、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に

支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

(エ) 本件情報4の4について

- a 上記(4)オのような性格を有する本件意見交換の場での、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見であり、そのような情報が公になると、上記(4)カと同様に、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれるほか、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるものである。
- b 当該情報は、特定の病院に派遣されている臨床研修医の研修システムの在り方に関する弘前大学の具体的な意見であり、これが公になると、当該病院はもちろんのこと、臨床研修医を受け入れる他の医療機関等においても、具体的な利害関係が生ずる可能性が高いものと思われ、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

(7) よって、本件情報2は条例第7条第6号に、本件情報3は条例第7条第7号に、本件情報4は条例第7条第6号及び第7号に該当する。

(8) なお、本件意見交換の態様は、上記(4)オのとおり、公開が予定されていない、小規模な実務的会合の場であると認められ、率直かつ自由かつつな意見交換が行われているのであり、そこでの協議内容は、県が産科医療体制の確保施策を進めていく上での参考意見、指針として活用されるものではあるが、修正等の可能性も否定できない、未成熟かつ流動的な情報である。この点を重視すれば、本件行政文書1及び本件行政文書2は、その全体を条例第7条第6号及び第7号に該当するとし、不開示とすることも、これを直ちに否定することはできない内容であると考えられるところ、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示の趣旨を踏まえ、県の説明責任を果たす観点から、医師確保に向けた県の取組に係る情報を、不開示情報該当部分を除いて、開示したものと考えるのが相当である。

6 絶対的公開情報であるとの主張について

(1) 異議申立人は、「本件行政文書1及び本件行政文書2は、共に公開した方が県民の利益が圧倒的に大きく、まさしく「絶対的公開情報」に相当する」とし、その理由として、「医師確保のための行政は県民の生命、健康に直接関わっており、そもそも県民に公開できるような、公明正大な交渉がなされなければならない。交渉途中だからとか、人事に関わるとかの理由を隠れ蓑に、不公正、不透明な経過をたどってはならない」旨主張している。

- (2) 人の生命、健康等の保護が重要な公益であることは疑いのないところであるが、条例は、これに関係する情報であれば、すべて無条件に開示するという制度内容とはなっていない。個々の情報と人の生命、健康等の保護との関わりは同様ではなく、開示、不開示の判断に当たっては、条例に定められた各条項の内容、趣旨に従って個別具体的な判断が求められるものである。
- (3) 本件行政文書1及び本件行政文書2に記録された情報は、医師確保のための行政に係る情報であり、確かに、県民の生命、健康に関わる情報ではあるが、そのことのみをもって本件処分の妥当性を判断することはできない。本件情報1から本件情報4までの各情報に対する当審査会の判断は上述のとおりであって、異議申立人の当該主張は、これを左右するものではない。

7 結論

以上のとおり、本件情報1ないし本件情報4は、条例第7条第3号、第6号又は第7号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。